

令和4年10月12日～当面の間

(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)

大阪府の要請

令和4年10月12日

大阪府料理業生活衛生同業組合

飲食店等への要請(第24条第9項に基づく)

対象施設

【飲食店】

飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)

【遊興施設】

キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

【結婚式場等】

飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合

【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】

- 同一グループ・同一テーブル4人以内
(5人以上の入店案内は控えること)
- 利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること

①府民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)

- 感染防止対策(3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底
- 早期のワクチン接種(オミクロン株対応ワクチンの接種・5～11歳の子どものワクチン接種を含む)を検討すること(法に基づかない働きかけ)
- 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行に備え、高齢者等※1はインフルエンザワクチン接種を検討すること(法に基づかない働きかけ) ※1 予防接種法に基づく定期接種の対象者

- 高齢者の命と健康を守るため、高齢者※2及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること ※2 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む
- 高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること
- 旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
- 高齢者※2の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること
- 会食を行う際は、以下のルールを遵守すること
・ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・マスク会食※3の徹底 ※3 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

大阪府料理業生活衛生同業組合 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府では、9月14日以降、府内の感染状況を示す基準である「大阪モデル」について、「警戒（黄信号）」に移行していましたが、府民や事業者のご協力により、病床使用率、重症病床使用率が7日間連続でそれぞれ20%、10%を下回り、大阪モデル「警戒（黄信号）」解除の目安に達しました。

このような状況を踏まえ、10月11日、第82回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を書面開催し、大阪モデル「警戒解除（緑信号）」に移行するとともに、10月12日から当面の間の府民等への要請等を決定いたしましたので、引き続き、感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

つきましては、本会議で決定された要請内容についてご理解・ご協力をいただくとともに、貴団体（社）内でのご周知についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

記

- 早期のワクチン接種（オミクロン株対応ワクチンの接種を含む）を検討するよう周知徹底すること
- 療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること
- 在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 業種別ガイドラインを遵守すること

- ・ 別添資料1 府民等への要請
- ・ 府民向けチラシ「with コロナにおいて一人ひとりができること」

（ご参考）

対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

（大阪府ホームページ）大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/82kaigi.html

問い合わせ先 代表 06-6941-0351

本通知について

生活衛生室食の安全推進課 門脇・高橋
（代表 06-6941-0351 内線 2561）

○上記要請について

災害対策課 健康危機事象対策チーム
（内線 4947、4955）

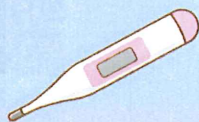
○府民向けチラシについて

感染症対策企画課 企画推進グループ
（内線 2543、4994）

Withコロナにおいて一人ひとりができること

準備しておくよいもの

体温計



薬

(常用している薬、
解熱鎮痛薬等)



検査キット

(体外診断用医薬品
又は
第1類医薬品)



コロナを疑う
症状があるときの
受診先の情報

(詳細は裏面の診療・検査
医療機関を参照)

コロナに関する
相談窓口等の
情報 (詳細は裏面を参照)



©2014 大阪府もずやん

日持ちする
食料
(5~7日分程度)



感染予防のために



マスク着用



手洗い



換気

マスク着用、手洗い、換気などの基本的な感染予防対策のほか、日々健康観察を行い、発熱やせきなどの症状があれば、出勤や登校、外出を控えるなど、自主的な感染予防行動をお願いします。

新型コロナワクチンの接種がお済みでない方は、接種をご検討ください。

また、健康の保持・増進のために、十分な休養やバランスのとれた食事、適度な運動などを心がけましょう。

新型コロナを疑う症状がある場合

ご自身の状況に合わせて受診または自己検査を行ってください。

■ 診療・検査医療機関を受診

以下のいずれかに該当する方は、診療・検査医療機関を受診するようにしてください。

- ・65歳以上の方
- ・妊婦
- ・重症化リスクのある方(※)
- ・小児(10歳未満)

(※)重症化リスクのある者:悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下の者等

診療・検査医療機関



■ 抗原定性検査キットで自己検査

【抗原定性検査キットの調達方法】

- ・「大阪府検査キット配布センター」に申し込み
- ・自己にて購入(「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と表示のあるもの)

大阪府検査キット配布センター



- ・かかりつけ医がない方
- ・受診できる医療機関が知りたい方

発熱者SOS

(大阪府新型コロナ受診相談センター)



全日24時間受付

TEL 06-7166-9911・06-7166-9966
FAX 06-6944-7579

政令・中核市にお住まいの方は、各市の受診相談センターへご相談ください。

コロナ陽性と判明した場合

- ・医療機関を受診したが、発生届出の対象外(※)と説明を受けた方
- ・医療機関を受診せず、自己検査で陽性と判定された方

※65歳以上の方、入院を要する方、治療が必要な重症化リスクのある方、妊娠している方は、発生届出の対象となりますので、保健所から電話やSMS等の連絡があります。

陽性者登録センター

に登録をお願いします



- ・自宅療養中に体調が悪化した方
- ・健康相談(医療機関を受診)したい方
- ・宿泊療養や簡易配食等を希望する方

自宅待機SOS

(コロナ陽性者24時間緊急サポートセンター)



全日24時間受付

TEL 0570-055221
FAX 06-4560-9037

※通話料はご相談者の負担となります。ナビダイヤルのご案内となります。
※申請状況により申し込みない場合があります。